

個人住民税(県民税・市民税)の特別徴収を徹底します

事業主の皆さん、
個人住民税を特別徴収していますか？

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収(引き去り)して、給与所得者に代わって市町に納入することになっています。

県内全市町で、平成26年度から新たに特別徴収をしていただくことになる予定の事業所には、**指定予告通知書**を発送します。

平成25年10月16日発送予定



- ◎ 指定予告通知書の送付対象事業所
 - 特別徴収をしていない事業所
 - パート・アルバイトを含む一部の従業員に対し、特別徴収をしていない事業所など

※ 平成25年1月に提出された給与払報告書等に基づき指定予告通知書を送付します。実際に特別徴収をしていただくのは、平成26年1月に提出される給与支払報告書等により各市町で計算を行い、税額等が発生した場合となります。該当する事業所には、平成26年5月に「給与所得等に係る市町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を該当市町より送付されます。

※ 指定予告通知書は、他市町で特別徴収を行っている事業所にも送付される場合があります。

従業員の皆さん、個人住民税が給与から引き去られていますか？

毎月の給与から個人住民税が特別徴収(引き去り)されていない場合は、事業主に確認してください。平成26年度からはパート・アルバイト等も含め、基本的に特別徴収となります。

※複数の事業所より給与を支給されている方は、市町で所得を合算のうえ、税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与により特別徴収(引き去り)されます。

問い合わせ先
各市町の個人住民税担当課または三重県総務部 税収確保課
☎ 059-224-2133
URL <http://www.premie.lg.jp/ZEIMU/HPR/> 「三重 県税のページ」で検索

10月は臓器移植普及推進月間です

臓器移植とは、病気や事故によって臓器(腎臓や肝臓など)が機能しなくなつた方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

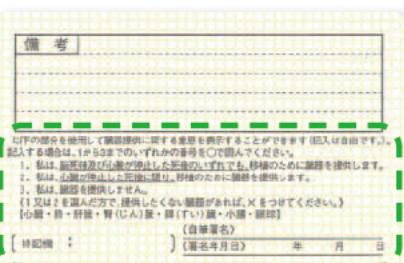
臓器提供には、健康な家族からの肝臓・腎臓などの部分提供と亡くなられた方(脳死後あるいは心臓が停止した死後)からの臓器提供があります。3年前に臓器移植法が改正され、本人の提供の意思が不明な場合であっても、家族の承諾があれば臓器提供ができるようになりましたが、ご家族がご本人の意思が分からず、臓器提供の意思も表示できません。

現在、全国で1万3千人を超える方が移植の機会を待たれている現状があり、臓器提供が増えれば、多くの命と健康を救うことができます。



また、運転免許証や健康保険証の裏面に「臓器提供の意思表示欄」により、臓器を提供する意思も、提供しない意思も表示できます。

なお、臓器移植に関する詳細については、「三重県角膜・腎臓バンク協会」(県庁内) 059-224-2333にお問い合わせください。



運転免許証の「臓器提供意思表示欄」

問い合わせ先
日本臓器移植ネットワーク 参考 URL <http://www.jotnw.or.jp>
【臓器提供】で検索

三重県健康づくり課 ☎ 059-224-2334

